



計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進み、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できる環境づくりが必要とされています。

国は、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」（以下「障害者総合支援法」という。）を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、支援等の提供体制の強化を図りました。平成28年5月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正し、障がいのある方の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

そのほか、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障がいのある方に対する差別の禁止及び障がいのある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

本市においては、平成31年4月に「栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例」及び「栃木市手話言語条例」を制定し、障がいを理由とする差別の解消に向け、市民一人ひとりが障がいの有無によって分け隔てられることなく暮らしていくことができる「共生社会」の実現に向け、取組みを進めています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で

複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

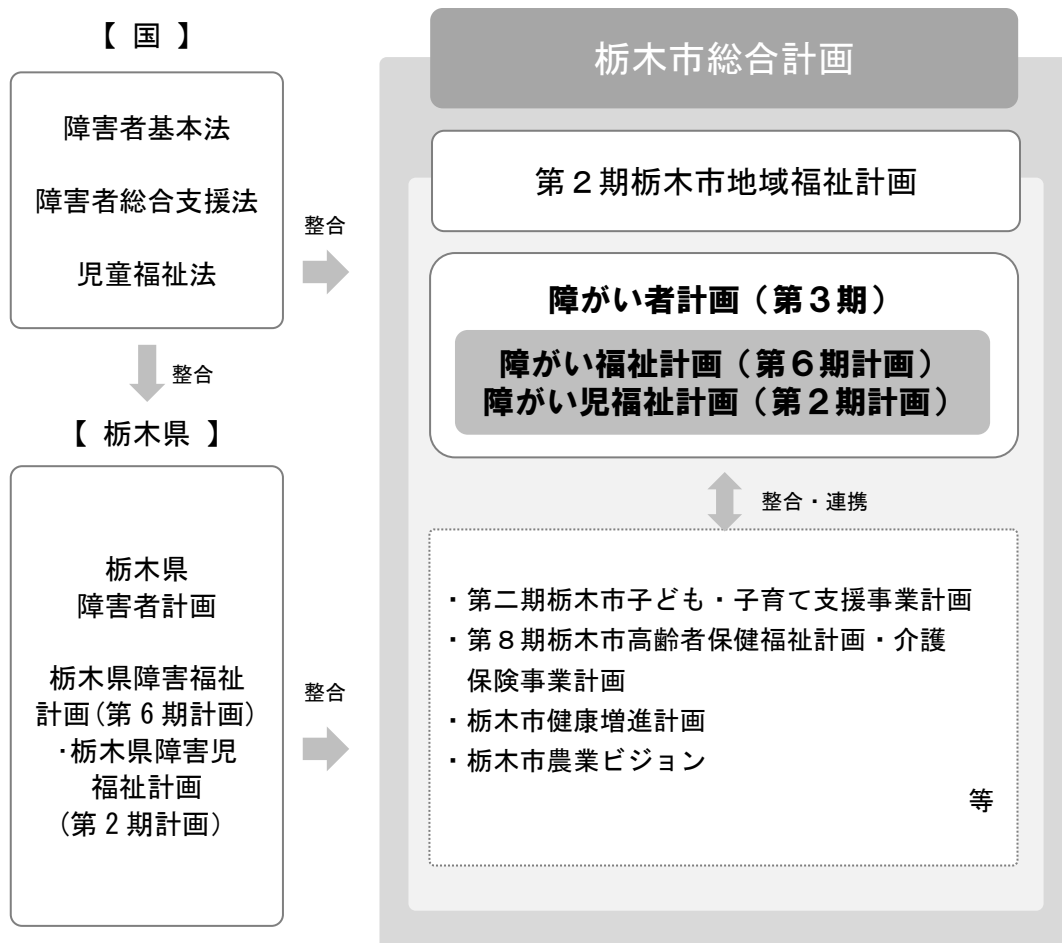
この度の国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉人材の確保や障がい者の社会参加を支える取組みが盛り込まれるなど、見直しがされています。

本市では、平成30年3月に策定した「障がい福祉計画（第5期計画）・障がい児福祉計画（第1期計画）」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、国の動きを踏まえ、第2期栃木市地域福祉計画の基本理念である「共に考え 共に支え合う あったかたちぎ」を念頭に、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした「障がい福祉計画（第6期計画）・障がい児福祉計画（第2期計画）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けています。

策定にあたっては、栃木県障害者計画、栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）並びに栃木市総合計画における障がい者施策及び第2期栃木市地域福祉計画との整合性を図りました。



3 計画の期間

障がい福祉計画（第6期計画）及び障がい児福祉計画（第2期計画）は、国の基本指針に基づき、障がい者計画（第3期、平成30年度から令和5年度）の後期期間の令和3年度から5年度までの3年間の計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者計画（第3期）					
障がい福祉計画（第5期計画） 障がい児福祉計画（第1期計画）			障がい福祉計画（第6期計画） 障がい児福祉計画（第2期計画）		

4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象とします。

既に各手帳を取得されている方には、本人の状態に応じたサービスの提供を行うことはもちろん、発達障がいや難病等、まだ手帳取得のない方にも総合的な相談に応じ、手帳取得やインフォーマルなサービスを含めた支援に努めます。

また、障がい福祉サービスについては、社会資源の確保を進めている段階であることから、本計画の期間は全市を対象とした第1層の福祉圏域での活動を主としますが、地域包括ケアシステムの構築を図り、将来的には中学校区を対象とした第2層の圏域で高齢施策と一体化した全世代包括支援の仕組みづくりを進めます。

5 障がい福祉計画基本指針の見直しのポイント

(1) 基本的理念に関する事項

○入所等から地域生活への移行

- ・日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保することなどにより、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する

○障がい福祉サービス等の提供を担う人材の確保

- ・研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報などに、関係者が協力して取り組む

(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

○強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実及び依存症対策の推進

- ・人材育成を通じて、適切な支援の体制を確保する。また、アルコール、薬物及びギャンブルなどをはじめとする依存症対策についても、関係職員への研修や幅広い普及啓発、自助グループを含む関係機関の連携により、本人及びその家族への支援を行う

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

○相談支援体制の充実

- ・相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う

○発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保

- ・ペアレントトレーニングなどの支援体制を確保すること及び発達障がいの診断などを専門的に行うことができる医療機関などの確保に努める

(4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

○地域支援体制の構築

- ・児童発達支援センターについて、整備を進めるとともに市内にある類似施設の機能を活用し、地域社会への参加や社会的包容（ソーシャルインクルージョン）を推進する
- ・障がい児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとするとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る

○保育、保健医療、教育等の関係機関との連携

- ・障がい児通所支援の体制整備に当たって、子育て支援施策との連携を図る

(5) 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

○福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の2%以上が地域生活へ移行
- ・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.2%以上削減

○地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・地域生活支援拠点等について、既に面的整備済みのため、その機能の充実に向け、運用状況を検証及び検討

○福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和5年度中に就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上
- ・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値をそれぞれ、令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上
- ・令和5年度における就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者のうち3割が就労定着支援事業を利用
- ・就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

○障がい児支援の提供体制の整備等

- 令和5年度末までに児童発達支援センターの整備を目標とし、それまでは市内類似施設の機能の活用を図る
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を充実
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの充実

○相談支援体制の充実・強化等

- 令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化

○障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

- 令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築